

富里市戸別受信機販売 マニュアル



富里市

目次

1 戸別受信機について.....	1
2 戸別受信機を購入する場合	
(1)戸別受信機販売の概要	2
(2)戸別受信機購入の申請期間について	2
(3)手続きについて.....	3
(4)戸別受信機 注意事項	5
(5)記入例について	6
《参考》 富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の一般販売に関する要綱	7
3 戸別受信機関係Q&A.....	10

1 戸別受信機について

防災行政無線は災害の発生や避難情報などを屋外に設置された屋外子局のスピーカーから音で知らせます。しかし、屋外子局のスピーカーは豪雨時には音がかき消され、また、建物の密閉度技術の向上等により雨戸や窓を閉め切っていると聞こえにくくなります。

戸別受信機とは、自宅の中に小型の受信機を置き、防災行政無線の放送を受信するということができ、自宅内でも聞きやすい情報を入手することができます。

停電になっても使えるように、一定時間電池でも動くようになっています。また、聴覚に障害がある人のために液晶ランプを点灯することもできます。



《戸別受信機の効果について》

関東・東北豪雨の際、茨城県常総市は避難指示などの情報を屋外のスピーカーで流しましたが、その後に行われたヒアリング調査で、「避難指示がわかりにくかった」と答えた人のうち、57.8%が「聞こえにくかった」と答えています。

新潟県糸魚川市の火災では、市は屋外スピーカーと戸別受信機を使って火災の発生や避難の呼びかけを行い、それによって火災を知った人が多かったということです。窓を閉め切っていた冬の日に強い風が吹く中で発生した火災ということもあり、戸別受信機の効果は大きかったと見られています。



2 戸別受信機を購入する場合

(1) 戸別受信機販売の概要

富里市防災行政無線(固定系)戸別受信機の一般販売に関する要綱第4条戸別受信機1台当たり、市が1台の戸別受信機の購入に要した費用の5分の1に相当する額(百円未満の端数は切り捨てるものとする。)又は10,000円のうち、いずれか低い方の額(以下「負担金」という。)を負担しなければならない。

戸別受信機・1台あたり価格・・45,430円 ※令和2年価格参考

《戸別受信機販売価格の算出方法》

1台当たりの販売額を算出し、1台当たりの購入に要する経費の5分の1の額と、限度額とを比較して、いずれか少ない額が負担金額となります。

なお、1台当たりの算出された額の100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

【例】

1台当たりの購入に要する経費が45,430円の場合

1台当たりの購入に要する経費の1/5の額が※9,000円となりますので、限度額の10,000円と比較して、低い額の9,000円となります。

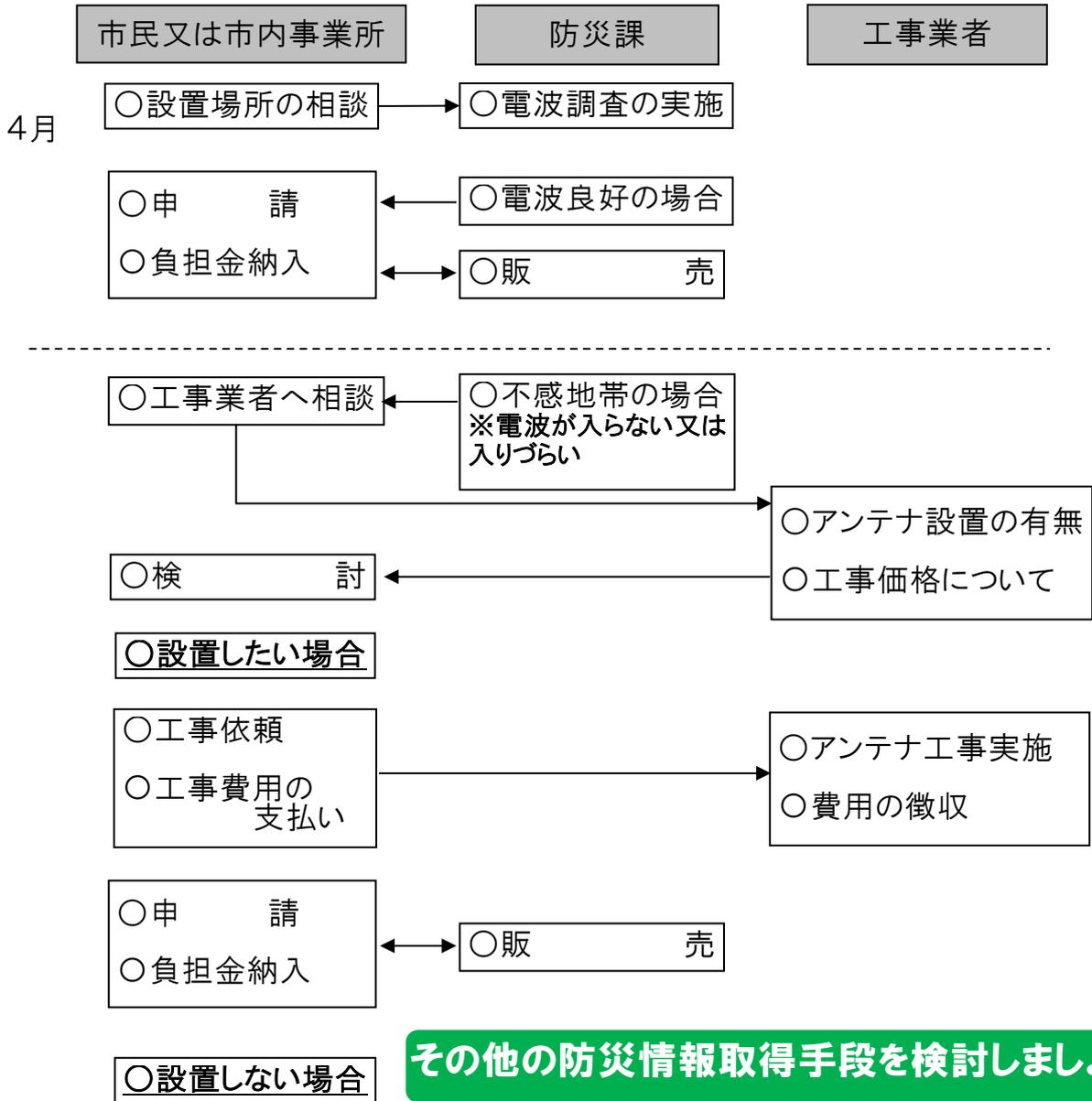
※富里市防災行政無線(固定系)戸別受信機の一般販売に関する要綱第4条第1項の規定により、百円未満の端数は切り捨てるものとするので、9,000円となります。

(2) 戸別受信機購入の申請期間について

富里市防災行政無線(固定系)戸別受信機の一般販売に関する要綱をより活用しやすいものとするため、随時販売いたします。

当該年度に整備した戸別受信機が完売した場合は、翌年度以降(未定)の購入となりますので、お早めに、本制度をご活用ください。

(3) 手続きについて



富里市防災・防犯メール(登録制)

登録方法

登録方法 1 カメラ機能付き携帯電話で右のQRコードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録をして下さい。

登録方法 2 下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録して下さい。

info-tomisato@sg-m.jp

<登録前のご確認をお願いします>

※迷惑メール設定をしている場合は、事前に [sg-m.jp] のドメインからの受信を許可する設定にしてください。

※パソコンから登録する場合は、パソコン用登録画面アドレスからご登録ください。

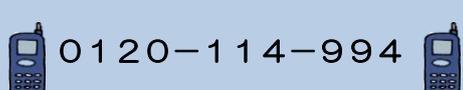
<登録画面アドレス> <https://service.sugumail.com/tomisato/member/>



防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合など、24時間いつでも電話で確認できます。※無料

0120-114-994



相談及び申請

※電波が良好であり設置することが可能な場合

- ① 設置する場所を決め、防災課へ相談する **市民**
- ↓
- ② 設置場所の電波調査を実施し、報告する **防災課**
- ↓
- ③ 必要書類を防災課へ提出する【すこやかセンター2階】 **市民**
〔 富里市防災行政無線(固定系)戸別受信機一般販売申込書
(第5条第1項様式) 記入例 P.6〕
- ↓
- ④ 富里市会計課へ負担金を納入 **市民**
- ↓
- ⑤ 戸別受信機の販売 **防災課**

※不感地帯でありアンテナ設置工事が必要な場合

- ① 設置する場所を決め、防災課へ相談する **市民**
- ↓
- ② 設置場所の電波調査を実施し、報告する **防災課**
- ↓
- ③ 設置の検討。設置する場合、工事業者へ依頼 **市民**
- ↓
- ④ アンテナ設置工事の実施 **工事業者**
- ↓
- ⑤ 工事費用の支払い **市民**
- ↓
- ⑥ 必要書類を防災課へ提出する【すこやかセンター2階】 **市民**
〔 富里市防災行政無線(固定系)戸別受信機一般販売申込書
(第5条第1項様式) 記入例 P.6〕
- ↓
- ⑦ 富里市会計課へ負担金を納入 **市民**
- ↓
- ⑧ 戸別受信機の販売 **防災課**

(4) 戸別受信機 注意事項

令和2年12月18日告示第153号

富里市防災行政無線(固定系)戸別受信機の一般販売に関する要綱 参考

交 換

戸別受信機に初期不良があった場合、戸別受信機の引渡しを受けた日から1か月以内に限り、新しいものと交換をいたします。

転売の禁止

購入者は、戸別受信機を他に転売することはできません。

維持管理等

戸別受信機に要する、
電気料及び非常電源用乾電池、修理、アンテナの設置費用※
引渡し後に要する一切の経費は、購入者の負担となります。
※アンテナ設置は必要な場合のみになります

(5) 記入例について

記入例

別記様式（第5条関係）

富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機一般販売申込書

令和××年××月××日

申請者住所 富里市七栄652-1

氏名 富里太郎 

連絡先 (93) 1111

富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の一般販売に関する要綱第5条の規定により、販売代金を添えて次のとおり戸別受信機の購入を申し込みます。

品名	富里防災行政無線（固定系）戸別受信機
台数	1台
販売代金	9,000円
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 注意事項を確認の上、要綱の内容に同意しましたので、購入後は異議を申し立てません。

【事務処理欄】

受付	販売代金領収	戸別受信機受領確認
		※自署又は押印
(備考)		

富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の一般販売に関する要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な防災情報等をより確実に伝達するため、市の固定系防災行政無線放送を受信することができる防災行政無線（固定系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）を予算の範囲内において一般販売することについて必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第2条 この要綱により戸別受信機を購入した者は、この要綱の趣旨に沿ってこれらを適正に使用しなければならない。

（対象者等）

第3条 市長は、次に掲げる者に対して一般販売（適切な防災情報等をより確実に伝達するため、戸別受信機を有償で譲渡することをいう。）を行う。

- (1) 市内に居住する世帯主
- (2) 市内に事業所を有する事業主

2 前項の規定にかかわらず、富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の貸与及び管理に関する規則（平成8年規則第20号）の定めるところにより、市長は戸別受信機を無償で貸与することができる。

3 一般販売に係る戸別受信機の台数は、1世帯又は1事業所につき1台とする。ただし、故障、紛失等により再度購入を希望した場合は、この限りでない。

（販売代金の額）

第4条 一般販売を希望する者は、市が戸別受信機1台当たりの購入に要した費用の5分の1に相当する額（百円未満の端数は切り捨てるものとする。）又は10,000円のうち、いずれか低い方の額（以下「販売代金」という。）を支払わなければならない。

2 販売代金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3 納入された販売代金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（申込み）

第5条 一般販売を希望する者は、あらかじめ富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機一般販売申込書（別記様式）を市長に提出し、申込みを行うものとする。

(引渡し)

第6条 市長は、前条の申込みを受けたときは、これを審査し、相当と認めるときは、当該申込みをした者に、販売代金の納付と引替えに戸別受信機を引き渡すものとする。

(交換)

第7条 戸別受信機が初期不良により電波を受信できない場合において、戸別受信機の引渡しを受けた者(以下「購入者」という。)から交換の申出があったときは、当該申出のあった日が当該戸別受信機の引渡しを受けた日から1か月以内に限り、市長は交換を行うものとする。

(転売の禁止)

第8条 購入者は、戸別受信機を他に転売することはできないものとする。

(維持管理等)

第9条 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池、修理、アンテナの設置費用その他引渡し後に要する一切の経費は、購入者が負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月18日から施行する。

別記様式（第5条関係）

富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機一般販売申込書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

富里市防災行政無線（固定系）戸別受信機の一般販売に関する要綱第5条の規定により、販売代金を添えて次のとおり戸別受信機の購入を申し込みます。

品 名	富里防災行政無線（固定系）戸別受信機
台 数	台
販 売 代 金	円
確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 注意事項を確認の上、要綱の内容に同意しましたので、購入後は異議を申し立てません。

【事務処理欄】

受 付	販売代金領収	戸別受信機受領確認
		※自署又は押印
(備考)		

3 戸別受信機関係 Q & A

Q 1. 申請はいつでもできますか。

A 1月4日から随時受付をさせていただきます。完売した場合、次年度以降の販売は未定になります。

Q 2. 電波の調査とはなんですか。

A 富里市の防災行政無線は60MHz帯のデジタル波を利用しており、アナログ波より、電波の強度が落ちます。

※セキュリティや多様性等はデジタル波が良いとされています。

設置する場所によっては不感地帯となる可能性がございますので、市職員による電波調査を実施いたします。

Q 3. 電波調査に申請や費用はかかりますか。

A 申請及び費用はかかりません。防災課へお問い合わせください。

TEL 0476-(93)1114(防災課直通)

Q 4. アンテナ工事とはなんですか。

A Q2の不感地帯の場合、戸別受信機に付属しているロッドアンテナでは電波を受信することができないので、屋外または屋内に外部アンテナの設置工事が必要になります。

Q 5. 工事費用はどれくらいかかりますか。

A 業者へ直接、確認をお願いします。

Q 6. 業者は紹介していただけますか。

A 購入者ご自身で事業者を探すことができないという方のために、市の電気通信工事または電気工事の入札参加資格を有している市内事業者、同様の工事の小規模工事等契約希望者、富里市商工会掲載事業者等をご案内いたします。

Q 7. 購入後のメンテナンスはやっていただけますか。

A 戸別受信機の設置に要する費用、設置後に要する電気代、電池代その他の維持管理に要する経費等は、使用者のご負担となります。